

地 域 と の 協 働

地域と学校が協働する教育の方針

子どもをはぐくみ、市民が学び育つには、学校、家庭、地域や公民館等の社会教育施設が、個々に子育てや教育活動を進めていくだけでなく、それぞれが信頼と協働の精神に基づき、地域社会全体で教育を支え、担っていく必要があります。

そのために、学校が地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、地域教育コーディネーターを各校に配置して、学校と公民館などの社会教育施設、家庭・地域をつなぐネットワークづくりを進め、協働事業を推進します。

また、学校が地域の生涯学習施設としての役割やスポーツ拠点施設としての役割を果たすためにも、学校は地域の一部であるという視点を持ち、学校と地域をつなぐ仕組みづくりを進めます。

1 重点事項

- (1) 学校が地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と公民館・図書館等の社会教育施設、地域の様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業などを推進します。
- (2) 学校施設を活用して子どもの安全な居場所を提供し、異年齢交流や地域の大人との交流による子どもの健全育成と地域の教育力の向上を図ります。

2 具体的施策

- (1) 地域と共に歩む学校づくりの推進
 - ① 全ての市立学校への地域教育コーディネーターの配置
 - ② 学校と社会教育施設、地域を結ぶネットワークづくり
 - ③ 学校の教育活動、課外活動における地域人材の参画と協働
 - ④ 学校の教育活動の様子を地域へ発信
- (2) 学校施設を活用した地域活動の拠点づくり
 - ① 子どもの安全な居場所としての施設開放
 - ② スポーツ・レクリエーション、文化的活動の場としての施設開放
 - ③ 地域活動推進の環境整備
 - ④ 地域の学びの拠点づくり

3 事業計画

事業名	実施時期	内 容 等
地域と学校パートナーシップ事業	通年	<p>学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターを配置し、学校と地域の様々な情報や人材、諸活動を結び、地域全体で子どもをはぐくむとともに地域と共に歩む学校づくりを推進します。</p> <p>○ 実施校:全ての市立学校 小学校・中学校・特別支援学校・中等教育学校・特別支援学校・高等学校 計 167 校 (令和 2 年 4 月 1 日現在) (平成 25 年度から全校実施)</p>
地域と学校パートナーシップ事業 「地域と学校ウェルカム参観日」	通年	<p>「地域と学校パートナーシップ事業」の周知、啓発、成果発表のため、各学校の取組を校区民、市民や教職員に公開し、成果や課題を共に考え、新潟市の「地域と学校パートナーシップ事業」のさらなる推進を図ります。</p> <p>○ 実施校:小学校 8 校・中学校 7 校 計 15 校</p>
子どもふれあいスクール事業	通年	<p><子ども型></p> <p>放課後や土曜日の午前中に、小学校の体育館や余裕教室などの施設を利用し、子どもたちが地域の大人や異年齢の子どもたちとふれあう場をつくり、子どもたちに安全な遊び場を提供するとともに、地域の教育力向上を図ります。</p> <p>○ 実施校:小学校 65 校(令和 2 年 4 月 1 日現在)</p> <p><地域型></p> <p>学校の余裕教室を地域に開放し、子どもと地域の大人、大人同士がふれあう場を設けることで、地域の教育力の向上及び地域コミュニティの醸成を図ります。</p> <p>○ 実施校:小学校 1 校(令和 2 年 4 月 1 日現在)</p>
学校開放事業	通年	<p>小・中学校、特別支援学校及び高等学校の学校施設を、学校の教育活動に支障がない範囲で、市民の体育・文化・地域活動などの場として開放し、学校施設の有効活用を図ります。</p>

青少年の健全育成・若者支援

地域教育推進課

1 運営方針

青少年の健全育成や若者支援を推進するための体制や連携の充実を図ります。

2 重点事項

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者のために、若者支援センターにおいて相談や情報の提供などにより自立や社会参加への支援を実施します。
- (2) 青少年の健全育成・非行防止を推進するため、繁華街を巡回し青少年への声かけを行う街頭育成活動を実施するなど、青少年の健全育成活動の推進を図ります。

3 事業計画

事業名	実施時期	事業内容
若者支援事業	通年	若者支援センターにおいて相談業務及び若者の社会的・職業的自立を支援する事業を行います。また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者(ユースアドバイザー)を育成します。 ○若者支援センター「オール」の運営 ○若者支援者(ユースアドバイザー)の育成 ○若者自立応援ネットの運営
街頭育成事業	通年	青少年の健全育成と非行の未然防止を図るため、青少年育成員による繁華街等の巡回や青少年への声かけ、見守りを実施します。
社会環境実態調査	通年	青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年を非行から守り、健全に育成するための環境を整えます。
各店舗における非行防止対策事業	通年	街頭育成事業への協力や、万引き防止ステッカーの掲示等を通して、各店舗における青少年の不良行為防止への取組を推進します。
青少年育成団体への支援	通年	地域での青少年の健全育成を推進するため、団体の活動を支援します。 ○青少年育成協議会への支援 ○青少年育成団体連絡会議への支援 ○少年団体連絡会への支援 ○子ども会の育成

わたしの主張2020新潟市地区大会	8月	市内の中学生が日ごろ考えている意見を発表することにより、健全な生活や健康な心身をつくる意識を高めます。また、青少年の健全育成に対する市民の意識と理解を深めます。 ※今年度は感染症対策のため作文審査で実施
子ども体験活動推進事業	随時	子どもたちが様々な体験活動を通じて心の豊かさやたくましさ を養い、社会性や自主性を育むことができますようにします。 ○入徳館野外研修場の運営 ○『サタデーパスポート』(施設利用証)発行 ○芸術創造村・国際青少年センターの運営
「成人式」開催事業	1月10日	新成人の新しい門出を祝福し、誇りと自覚をもって生きていく 記念として成人式を実施します。

若者支援センター「オール」

施設概要 (万代市民会館内)

研修室6, 和室4, 美術工芸室1, 大研修室1, 音楽練習室3(内バンド練習用1),
オープンスペース1(319 m²)

※ 万代市民会館の施設概要:

- (1階) 新潟市児童センター
- (2階) 東新潟コミュニティセンター
- (3階) 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」
- (4, 5階) 若者支援センター「オール」
- (5階) 新潟市ひきこもり相談支援センター
- (6階) 多目的ホール

1 運営方針

社会的生活を円滑に営む上での困難を有する15歳～39歳までの若者に対する支援を行うとともに、すべての若者の自主的活動を支援します。

2 重点事項

(1) 相談事業

困難を有する若者からの相談を受け、課題を明確にし、支援方針を立て、適切な支援機関・団体と連携して若者の課題を解決します。

(2) 居場所事業

ユースアドバイザーによる若者の見守り活動、相談や事業に繋ぐ活動を通して、アイデンティティ(自分を知る)を確立するまで安心して過ごす場を提供します。

(3) 支援事業

若者の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促

し、若者自身の願いを実現します。

(4)若者自立応援ネット

5つの相談等の機関が連携・協働し、相談者の自立を支援します。

3 事業計画

事業名		実施時期
若者支援事業	① 若者自立支援事業	通年
	② 若者交流支援事業	通年
	③ 若者活動支援事業	通年
	④ 若者支援センター学習室	通年
若者団体育成事業	① 若者支援センター登録団体活動支援	通年
	② 新潟市青年連絡会議事業支援	通年

芸術創造村・国際青少年センター

開館日 平成30年5月26日

施設概要

クリエイティブスタジオ、クリエイティブルーム2室、ワークショップルーム2室、和室・茶室、音楽室、調理室、談話室2室、多目的スペース2室、研修室16室、指導員室4室、ラウンジ、工房・ギャラリー・休憩室2室、コミュニティスペース、水と土の文化ギャラリー、浴室2室、体育館、軽運動場、野外炊事場

1 運営方針

文化芸術活動、青少年の体験活動、国際交流活動の支援や、文化芸術活動を行う者、青少年および市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信・創出と、次代を担う心豊かな青少年の育成をし、もって市民の豊かな生活の実現を図ります。

2 重点事項

- (1)文化芸術活動支援事業の実施
- (2)青少年体験活動推進事業の実施
- (3)施設の運営・維持管理に関する業務の実施

3 事業計画

事業名	実施時期	事業内容
文化芸術活動支援事業	通年	○アーティスト・イン・レジデンス事業の企画実施 ○市民交流事業の実施

		○水と土の文化ギャラリーの企画展示・運営 他
青少年体験活動推進事業	通年	○体験活動プログラムの提供と実施 ○青少年健全育成事業の実施 ○市民交流事業の実施 ○青少年の自由な遊び場, 居場所の提供事業の実施 ○指導者育成講座の実施 他
施設の運営・維持管理に関する業務	通年	○受付・貸室業務の実施 ○維持管理業務の実施 他

